

平成 17 年 10 月 27 日
経 済 産 業 省

外国為替及び外国貿易法違反企業に対する警告について

東洋炭素株式会社が行った外国為替及び外国貿易法違反について、本日、貿易経済協力局長名により警告を行った。

1. 違法輸出の概要

東洋炭素(株)は、平成 11 年 1 月から平成 16 年 11 月までの間、規制貨物である人造黒鉛等を、経済産業大臣の許可を受けることなく違法に中国等向けに輸出を行った。

(注) 上記規制対象貨物は、核兵器の開発等に転用される可能性がある貨物として、国際的合意に基づき、外国為替及び外国貿易法（輸出貿易管理令別表第一の 2 の項）により規制されている。

なお、無許可で輸出されたこれらの貨物は、いずれも核兵器開発の懸念される用途に使用されることなく、現地会社等において、民生用途（半導体製造装置用部品、光ファイバー製造装置用部品等）に使用されていることが確認されている。

2. 当省の対応

本日、貿易経済協力局長名により、該社に対し再発防止の徹底を求める警告書を発出した。

なお、その際、該社からは、今回の違法輸出について十分に反省し、今後同様の違反を行わないよう、輸出管理体制の整備及び実施の徹底を図るとの報告とともに、これらにより再発防止に万全を期する旨の表明があった。

(警告対象企業)

東洋炭素株式会社
大阪府大阪市西淀川区竹島 5-7-12
代表取締役社長 近藤 照久

(本発表資料のお問い合わせ先)
貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室
担当者：田上、宇都宮、永田
電 話：03-3501-1511 (内線 3276~8)
03-3501-2841 (直通)